

施策分析シート（平成21年度）

No1

| | | | | | |
|--------------|--------------|-------------------|-------|------------|---------------------|
| 施策名 | 総合的な市街地整備の推進 | 施策No | 12-01 | 部課名 | 都市整備部都市計画課 |
| | | | | 課長名 | 菊池秀明 内線 2810 |
| 関連部課名 | 建築課 | | | | |
| 行政評価 | 分野 | 安全安心都市[] | | | |
| 事業体系 | 政策 | 利便性の高い都市基盤の整備[12] | | | |

目的
 地域特性を踏まえながら区の市街地整備に関する指針を定め、まちづくり事業の実施及び民間建築に対する規制・誘導により秩序ある市街地整備を推進し、区民主体の安心して安全に暮らせるまちづくりを進める。

| 指 標 | 施策の成果とする指標名 | 指標の推移 | | | | | 指標に関する説明 |
|-----|---------------------------|-------|------|------|------|---------------|---|
| | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 目標値 (28年度) | |
| | 建築物の高さ規制方針の策定進捗率 | - | - | - | - | 100% | 基礎調査・現状分析：30%、方針案の作成：70%、パブリックコメント：80%、策定完了：100% |
| | 魅力ある都市景観づくり進捗率（景観計画・景観条例） | - | - | 30% | 50% | 100% | 事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：70%、パブリックコメント：80%、策定完了：100% |
| | 西日暮里三丁目まちづくり計画策定進捗率 | 25% | 50% | 75% | 100% | 100% | 地元説明・周知：10%、協議会設立：25%、骨格案作成：50%、素案作成：75%、策定完了：100% |

現状と課題（指標分析）
 荒川区は住商工が混在した市街化が急速に進んだため、都市基盤の整備が遅れている。近年の産業構造の変化等に伴い工場の転廃業が進む一方で、その跡地に大規模マンション等の建築が進められてきており、転入人口が増加している。
 良好な都市空間を形成するため、公共施設整備はもとより建物高さの制限や都市景観の向上など総合的な視点からの整備を行う必要がある。
 マンション建設に伴う紛争を防止するため、荒川ルール条例やマンション条例を制定した。
 近年の社会変化をとらえた的確な将来の市街地整備の在り方、方向性を示すほか、区民の意向に基づく区民の手によるまちづくりを実現できる仕組みの充実が必要である。

今後の方向性
 《今までの成果及び指標分析を踏まえて》
 荒川区基本構想に基づく、区全体の将来都市像や地域別のまちづくりの将来像、整備方針等を定めた総合的な都市基盤の指針となる都市計画マスタープランに基づく各事業の展開を図る。
 事業者の建設計画に対して、周辺住民と事業者が協議する機会を確保することにより地域の生活環境の保全と向上を図る。
 まちづくり事業の実施及び民間建築に対する規制、誘導等により、道路、公園などの都市施設の整備や魅力ある都市景観の創造など、良好な市街地の整備を推進する。
 区民主体のまちづくりを進めていく上で、地区単位で住民の意向を実現する手法である地区計画制度等の普及を推進していくほか、まちづくりに関する施策や諸制度を区民が分かりやすくかつ容易に活用できる仕組みづくりを検討する。

| 施策の分類 | | 分類についての説明・意見等 |
|--------|--------|--|
| 前年度設定 | 今年度設定 | |
| 重点的に推進 | 重点的に推進 | 秩序ある街づくりを進めていくためには、将来像を見据えた区の街づくり方針に基づく、総合的な市街地整備が必要である。 |

施策分析シート（平成21年度）

No2

| 施策を構成する事務事業の分類 | | | | | | |
|-------------------------------|------------|---------|--------|----------------|-----------|---------------------------------|
| 事務事業名 | 事務事業 No | 決算額（千円） | | 施策推進のための 分類 | | 分類についての説明・意見等 |
| | | 19年度 | 20年度 | 前年度 設定 | 今年度 設定 | |
| 地域環境整備対策（荒川ルール） | 09-01-01 | 3,418 | 3,145 | 推進 | 推進 | 近隣住民との建築紛争防止には欠かせない制度である。 |
| 開発許可制度 | 09-01-02 | - | - | 継続 | 継続 | 秩序ある街づくりを行うには必要な事務である。 |
| 都市計画審議会運営 | 09-01-03 | 453 | 868 | 推進 | 推進 | 都市計画に住民や専門家等の意見を聴くことが必要である。 |
| 都市復興計画 | 09-01-05 | - | - | 継続 | 継続 | 復興計画策定にあたり迅速に対応するためにも必要である。 |
| 土地利用現況調査 | 09-01-06 | 1,943 | 1,523 | 継続 | 継続 | 土地利用現況を把握することは街づくり事業策定等に役立つ。 |
| 荒川区市街地整備指導要綱 | 09-01-08 | - | - | 推進 | 推進 | 区の街づくり施策に合わせた開発誘導が必要である。 |
| 魅力ある都市景観づくり | 09-01-09 | - | 4,938 | 重点的に推進 | 重点的に推進 | 生活環境の質の向上が求められている中、景観づくりは重要である。 |
| 西日暮里三丁目まちづくり計画検討 | 09-01-12 | 4,799 | 4,799 | 重点的に推進 | 継続 | 住民の手による保全型のまちづくりを進めている。 |
| 都市計画マスタープランの策定 | 09-01-14 | 9,818 | 10,656 | 重点的に推進 | 休止・完了 | 20年度策定 |
| 区民の手によるまちづくりの支援 | 09-01-20 | - | - | 重点的に推進 | 重点的に推進 | 住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。 |
| 荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例（マンション条例） | 09-01-21 | - | - | 重点的に推進 | 推進 | マンション建築紛争防止や良好な居住環境の形成に不可欠である。 |
| 建築指導事務 | 09-04-02 | 3,711 | 3,883 | 推進 | 推進 | 区民の生命財産を守るため安全性を確保することは重要である。 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | 24,142 | 29,812 | | | |